

# 新型コロナウイルス感染症に係る法人市民税の申告・納付期限延長のお知らせ

令和3年4月

新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ない理由により、法人市民税の申告及び納付が期限内に行えない場合は、個別に申請していただくことにより申告・納付期限の延長が認められます。

## 1. 期限内に申告・納付を行うことができないやむを得ない理由

役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず期限内に申告が困難なケースなども該当します。

- 法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した
- 税務代理等を行う税理士(事務所の職員を含みます。)が新型コロナウイルス感染症に感染した
- 感染拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定期株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じた
- 取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることにより決算作業が間に合わず期限までに申告ができない
- 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいることで通常の業務体制が維持できない など

## 2. 延長後の申告・納付期限

新型コロナウイルス感染症の影響による、やむを得ない理由(上記1)がやんだ日から**2か月以内の日を指定**  
※申請した後、承認を受けることにより個別指定による期限延長が認められることとなります。

## 3. 申請・手続き

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告・納付を行うことができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、「法人市民税に係る期限延長申請書」を提出し、承認を受けることにより申告・納付期限が延長されます。

伊勢市ホームページ『市県民税 法人市民税 申告と納付』

<https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/zeikin/shikenminzei/1004527.html>

⇒「法人市民税に係る期限延長申請書及び記載例」

※提出期限については、「やむを得ない理由がやんだ日」後速やかに提出してください。

## 4. 申告・納付期限に関するその他の事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、法人市民税の申告については、可能な限りeLTAX(裏面案内)による電子申告や郵送での提出をお願いします。

## 5. 市税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な際、申請することにより徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、伊勢市ホームページをご覧くださいか、収納推進課(電話:0596-21-5536)へお尋ねください。

伊勢市ホームページ『伊勢市 新型コロナウイルス感染症に係る市税の猶予制度』

<https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/zeikin/nouzei/1004698.html>

(参考) 国税庁ホームページ『国税庁 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

お問い合わせ先:

申告・納付期限延長申請について…伊勢市役所 総務部 課税課 市民税係(本館1階 5番窓口)

電話:0596-21-5534/FAX:0596-21-5535/e-mail:kazei@city.ise.mie.jp

市税の猶予制度について……………伊勢市役所 総務部 収納推進課(本館1階 2番窓口)

電話:0596-21-5536/FAX:0596-21-5535/e-mail:syuno@city.ise.mie.jp